

一般社団法人鶴岡地区医師会個人情報保護方針

一般社団法人鶴岡地区医師会（以下「当会」という。）は、個人情報を保護することが当会定款第4条に規定する事業活動の基本であるとともに、当会の社会的責任、責務であることに鑑み、個人情報の保護に関する法律第3条に規定する基本理念に基づいて、次のとおり個人情報保護方針を定め、適正な運用と確実な履行に努めます。

（規則の制定、情報管理体制の確立及び法令の遵守）

1. 当会は、内部規範として個人情報保護規則（以下「当会の規則という。」）を定め、個人情報保護責任者その他必要な責任者を設置し情報管理体制を確立するとともに、個人情報に関する関係法令の遵守を徹底します。

（情報収集の原則）

2. 個人情報の収集は、利用目的を特定し、事前に本人の同意を得るなど適正な方法により必要最小限の範囲内で取得するものとします。

（情報の利用・提供の原則）

3. 個人情報を利用又は提供するときは、個人情報に関する関係法令の定めに基づき、事前に明確にした目的の範囲内で行うものとし、目的外に利用又は提供するときは、事前に本人の同意を得るものとします。

（情報の開示）

4. 関係法令等に基づき本人に開示を認めている情報に関しては、本人に対して当該情報の開示を保障するものとします。

（情報の訂正、利用停止請求への対応）

5. 個人情報について本人から訂正及び利用停止等の請求があった場合は、合理的な期間、必要又は妥当な範囲内で対応します。

（情報の安全管理及び定期監査）

6. 個人情報は、常に正確性を維持し、改ざん、漏洩、滅失、紛失、毀損、盗難及び不正アクセスをすることのないよう安全な管理体制を講ずるとともに、定期的に監査を実施するほか、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努めるものとします。

(第三者への利用及び提供)

7. 当会が第三者と取引を行うときは、個人情報保護措置を講じます。当該第三者が、当会の委託事業を、さらに他の第三者に委託する場合も同様な措置を講じます。

(苦情処理)

8. 苦情処理のための体制を整備し、苦情に対応するものとします。

(守秘義務等違反者に対する処分)

9. 職員が、個人情報に関する関係法令及び当会の規則に重大な違反をしたときは、当会就業規則に基づき懲戒処分の対象となるものとします。

(疑義)

10. 当会の規則の解釈に疑義があるときは、個人情報の保護に関する法律等関係法令、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、日本医師会「診療情報の提供に関する指針」等参照するものとします。

附 則

この方針は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。